

現代日本における家族と人口

田中重人 (東北大学文学部教授)

3年生/大学院生対象：2022年度2学期(6セメスタ) <木2> Google Classroom クラスコード **7di7gc5**

1 概要

- ◆ 授業の目的と概要：特に家族制度と人口現象に注目して、近代以降の日本社会について講義する
- ◆ 学習の到達目標：現代日本社会の分析のために必要な知識と方法を知る
- ◇ 教科書：なし
- ◇ 成績評価の方法：授業中の課題と宿題による
- ※ 授業中の課題遂行のため、携帯用通信機器や電子辞書の持ち込みを推奨する。

2 授業予定

- (1) 第1講 法と規範 [10/13]
- (2) 第2講 法律を読んでみる [10/20]
- (3) 第3講 法的な情報を調べる方法 [10/27]
- (4) 第4講 家族法 [11/10-17]
- (5) 第5講 人口統計と人口現象 [11/24, 12/1]
- (6) 第6講 人口統計の調べかた [12/8]
- (7) 第7講 20世紀日本社会の人口変動 [12/15]
- (8) 第8講 近代化にともなう社会変動 [12/22]
- (9) 第9講 社会問題としての人口 [1/5]
- (10) 第10講 日本の経営と福祉国家 [1/12]
- (11) 講義全体のまとめ [1/19]

※ [] 内の日付はおおよその計画である。実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

3 宿題

授業中に指示する。提出が必要なものとそうでないものがある。

- 提出が必要なものは、Google Classroom に提出すること。期限は水曜日正午。
- 指定されている場合を除き、使用ソフトウェアは自由。
- 内容によっては、再提出を指示する場合がある。

4 受講登録フォーム記入

Google Classroom に提出

5 次回までの課題 (提出不要)

つぎの事柄について復習しておくこと：

- 三権分立
- 二院制
- 閣法と議員立法
- 法律の公布と施行
- 違憲立法審査

6 講師連絡先

教員に質問等がある場合は、Google Classroom または電子メールを通じて連絡をとること。Google Classroom が使えない場合、そのほか受講に関連して問題がある場合や特別の配慮が必要となる場合も教員に連絡すること。

第1講 法と規範

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 日本の法律のつくられかたと探しかた

1 例題

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (2012 年法律第 31 号) などの 2021 年 2 月 3 日改正について調べる：

- e-Gov 法令検索 <<https://elaws.e-gov.go.jp>> で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を探す
- 画面左から「沿革」を選び、いちばん下の「日本法令索引」をクリック (スマートフォンなどでは表示がちがうかも)
- 「法令沿革」から「改正：令和 3 年 2 月 3 日……」を選ぶ

たぶん、参議院のほうの「議案情報」を先に見ると、いきさつがつかみやすい。

成立した法律： 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」(2021 年法律第 5 号)

『官報』2021 年 2 月 3 日 (特別号外 8 号) に掲載されている：

- <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210203/20210203t00008/20210203t000080000f.html>

最初の「本号で公布された法令のあらまし」をまず読むとよい (これだけでもすごく長い)。法律本体は 5 ページ下側から。

法律の条文のどこをどう変えるかが延々と書いてある、というイメージをつかむこと。

2 法律・政令等を探するときの基礎知識

法律の名称と略称、法令番号について

例： 育児・介護休業法 = 1991 年に「育児休業等に関する法律」(1991 年法律第 76 号) として成立、5 月 15 日に公布

法律の「改正」とは → 「〇〇を改正する法律」によるパッチワーク

例： 「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995 年法律第 107 号) → 題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に変更 (1995 年 6 月 9 日)

成立した法律は『官報』(国立印刷局)に掲載される。これをもって法律が「公布」されたことになる。(今はインターネットで読める。)

官報を1か月分まとめて製本したのが『法令全書』である (https://www.npb.go.jp/ja/books/hourei_shokuin.html)。

制定当時の条文とその後の改正をすべてあわせて読むと現行法が再現できることになる。これをいちいちやるのは面倒なので、改正法を「溶け込ませた」形の最新の条文が提供されている

- 法務省『現行日本法規』(ぎょうせい) → <https://gyosei.jp/business/publishing/municipallaw/>
- 衆議院・参議院『現行法規総覧』(第一法規) → <https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/100001.html>
- 六法全書
- e-Gov 法令検索 (総務省) → <https://elaws.e-gov.go.jp>

立法・改正の経緯は「日本法令索引」でたどれる：

- 日本法令索引 (国立国会図書館) → <http://hourei.ndl.go.jp>

大学内では第一法規のデータベースが使える。「現行法規 履歴検索」で各改正時点での条文を表示したり、2時点間のちがいを比較する機能がある。

- D1-law.com 第一法規法情報総合データベース → <https://www.d1-law.com>

学外からの利用の場合、VPN 接続を利用する必要がある。<http://www.library.tohoku.ac.jp/search/ejournal/remote2.html> を参照。

3 宿題

2016年6月7日の「民法の一部を改正する法律」(2016年法律71号)について調べる。

- (1) この「民法の一部を改正する法律」を探して、全文をコピーする(ただし附則は不要、本文だけでよい)。
- (2) この改正によって、民法の規定のどこがどう変わったかを考える。
- (3) なぜこのような改正がおこなわれたのか、背景について調べる。

提出するのは(1)だけでよく、(2)(3)は提出不要。

第2講 法律を読んでみる

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 法律の条文の読みかた

1 宿題について

1.1 注意事項

- 引用の場合は出典を正確に示すこと。出典表示の様式は制限しないが、引用元の資料を確実に入手できるだけの情報を書く必要がある。
- 情報の単純なコピーを求められている場合以外は、自分のことばで書くこと。文中に引用をふくめるのはかまわないが、全体としては自分が新しく書いた体裁にする。

1.2 「民法の一部を改正する法律」(2016年法律71号)

調べかたの例：

- 前回と同様、e-Gov 法令検索 <<https://elaws.e-gov.go.jp>> で「民法」を探す
- 画面の左の「沿革」から「日本法令索引」をクリック
- 「法令沿革」から「改正：平成28年6月7日……」を選ぶ
- 参議院の「議案情報」<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/190/meisai/m19003190049.htm>>、あるいは衆議院の「立法情報」<http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/19020160607071.htm> をたどる。

法律公布年月日がわかっているので、2016年6月7日の『官報』を直接探してもよい

- 『官報』2016年6月7日付(号外第126号)7頁「法律第71号: 民法の一部を改正する法律」<<https://kanpou.npb.go.jp/old/20160607/20160607g00126/20160607g001260000f.html>>

「第一法規法情報総合データベース D1-Law.com」<https://www.d1-law.com/ip_login/> で検索することもできる。

1.3 改正のポイント

法務省による説明：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html

- 733条1項: 「六箇月」を「起算して百日」に改める
- 733条2項: 「懐胎していなかった場合」「出産した場合」に前項(733条1項)を適用しない
- 746条2項: 「六箇月」を「起算して百日」に、「懐胎」を「出産」に改める

1.4 法律制定の経緯

- 「民法」第733条は「女は、前婚の解消又は取消しの日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と規定していた
- この規定が、憲法14条(法の下での平等)、24条(婚姻における両性の本質的平等)などに違反するのではないかという争いがあった

憲法 14条: すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2015年12月16日 最高裁判所大法廷判決(平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件) <<http://www.courts.go.jp/app/hanrei.jp/detail2?id=85547>>

本件規定のうち100日超過部分は、遅くとも上告人が前婚を解消した日から100日を経過した時点までには、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものとして、その立法目的との関連において合理性を欠くものになっていたと解される。

〔……〕本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。

「民法の一部を改正する法律案」(第190回国会) → http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00181.html

- 2016年3月8日: 国会提出
- 2016年6月1日: 修正のうえ成立
- 2016年6月7日: 公布

1.5 最近の動き

- 2022年2月1日: 法制審議会「民法(親子法制)等の改正に関する要綱案」 <<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0350004.html>>
- 2022年10月14日: 「民法等の一部を改正する法律案」閣議決定 <https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00345.html>
- 同日: 国会提出 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00314.html>

2 親族 (kinship)

親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- 孫 = 子供の子供
- 祖父母 = 親の親
- 兄弟姉妹 = 親の子
- 姑・舅 = 配偶者の親
- 甥・姪 =
- 義理の兄弟姉妹 =

- (1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「血族」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「姻族」(affinity) という。
- (2) 親族のうち、世代的に上の者を「尊属」(ascendant)、下の者を「卑属」(descendant) という。
- (3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「直系」(lineal)、折り返さないとたどりつけない場合を「傍系」(collateral) という。
- (4) 親族関係の近さをあらわすのに「親等」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである(ローマ法方式)。

※ 日本の法律では、「姻族」は「配偶者の血族」と「血族の配偶者」のことをいう

※ 日本の法律では、「親族」は「6親等以内の血族」と「3親等以内の姻族」および「配偶者」である

3 民法と戸籍法

3.1 日本における家族法の歴史

親族関係を規定する法体系のことを「家族法」(family law) という。古い用語では「身分法」「人事法」ともいう。また、相続に関する部分を「相続法」と呼び、それ以外の部分を「親族法」と呼んで区別することがある。

日本の家族法に関する年表(有地, 2005, pp. 4-11)

1868: 明治維新

1872: 戸籍法 施行 (=「壬申戸籍」)

1890: 民法 制定 → 民法典論争 → 施行されないまま廃止

1898: 再度の民法制定 (=「明治民法」)

1945: 連合国軍による占領 (~1951)

1947: 民法・戸籍法 改正 (= 現行民法・戸籍法)

3.2 明治民法と戸主制度

- 全国民を登録するデータベースとしての「戸籍」編成 → 「家」を単位とする
- 「家」を運営する責任者としての「戸主」(家産に関する権限、成員の結婚等についての許可権)
- 戸主以外の成員を「家族」と呼んでいた(明治民法 732条)

3.3 現行法における戸籍

戦後改革と民法・戸籍法改正

- 戸主の廃止 → 「筆頭者」
- 夫婦家族制の戸籍 → 3代戸籍の禁止
- 本籍地と「氏」をインデックスとする親族関係データベース

現行の日本法では、集団としての「家族」に相当する規定はなく、夫婦(婚姻)関係と親子(実子/養子)関係が「民法」(第4編)に定められている。

ただし、住民基本台帳が「世帯」別に編成されており、これが集団としての「家族」を代用するものとして扱われることがある。

4 親子関係の推定

親子関係には2種類ある

- 実親子関係 = 出生による
- 養親子関係 = 養子縁組による

実親子関係は、子供の出生によって生じる。→ 出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定するが、父親との関係は:

婚姻中に妊娠した子供は夫の子供(嫡出子)と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定

- 具体的には、婚姻の成立から200日後、解消(離婚・死別)から300日以内(民法772条)
- 夫は1年以内に否認の訴えを起すことができる(民法774-778条)
- 例外的に、親子関係が客観的にありえないと証明できる場合には嫡出推定の適用外とする、という判例が確立している(推定の及ばない子)。この「証明」にDNA鑑定をふくめるかどうかについては議論がある。→ 親子関係不存在確認

参考文献

有地亨(2005)『家族法概論』(新版 補訂版) 法律文化社.

内田亜也子(2016)「再婚禁止と嫡出推定から見る家族法制の在り方: 最高裁違憲判決を受けた民法改正案の国会論議」(特集 第190回国会の論議の焦点(3))『立法と調査』380: 39-53. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11018772>>

NHK(2022)「「嫡出推定」制度めぐり民法などの改正案 閣議決定」(10月14日12時20分) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221014/k10013858451000.html>>

第3講 法的な情報を調べる方法

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 法学に関する情報の探しかた

1 探す対象 (主として既存の国内法について)

- (1) 法律の条文や立法・改正の経緯 (政令・省令等を含む) → 第1講資料
- (2) 判例
- (3) 法解釈や判例に関する学説

2 判例

- 判例の原本は判決文そのもの → 各裁判所に保管
- 主要な判決を編集したものが公式判例集として刊行されている → 『最高裁判所判例集』など。裁判所 WWW サイトでも検索、表示できる <http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1>
- 主要な判決の抜粋を掲載する「判例誌」と呼ばれる雑誌がある → 『判例時報』『判例タイムズ』
- 法学の雑誌・書籍などには、判例の評釈や解説が多数掲載されている

昨年、公式判例集に誤りがたくさんみつかったという報道 (共同通信 2021; NHK 2021) があったが……

3 学説

法律を解釈・適用するにあたってどのような考えかたが使われているか。

- その分野の入門書・概説書で、主要な考えかたとその変遷をおさえておく
- 判例評釈は、過去の判例も踏まえて学説の動向をまとめてあることが多い

法学関連の文章では、判例や学説についての解説と著者個人の意見とが分離していないことが多いので、注意して読むこと。また、書きかたが独特であるため、慣れないと取り付きにくいところがある。法改正などともなって情報がすぐに古くなるので注意すること。

家族法に関しては、たとえば杉浦・野宮・大江 (2007) → 利谷 (2010) → 窪田 (2011) → 大村 (2010) のような順で読むといいかもしれない。

4 文献

2016年民法改正のきっかけとなった最高裁判所判決について説明せよ。つぎの内容を必ずふくめること

- (1) いつ起きたどんなことについて誰が誰に何を要求していたか
- (2) 第1審, 第2審の判決はいつどこで言い渡されたかと、その内容 (簡単でよい)
- (3) 当該最高裁判所判決の結論 (主文) の趣旨

〻切は 11/16 (水) 12:00

※ 11/10 は休講。

文献

NHK (2021) 「最高裁の「判例集」にミス：誤記載 100 か所以上見つかる」『NHK NEWS WEB』2021年10月18日 21時49分 <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211018/k10013312311000.html>>

共同通信 (2021) 「最高裁判例集に誤り「120カ所」」『47NEWS』2021.10.17 16:22 <<https://www.47news.jp/6929795.html>>

窪田充見 (2011) 『家族法: 民法を学ぶ』有斐閣.

大村敦志 (2010) 『家族法』(第3版) 有斐閣.

杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束 (2007) 『パートナーシップ・生活と制度: 結婚、事実婚、同性婚』緑風出版.

棚村政行 (2006) 『結婚の法律学』(第2版) 有斐閣.

利谷信義 (2010) 『家族の法』(第3版) 有斐閣.

第4講 家族法

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 日本の家族法とその基本的発想について

1 前回宿題について

1.1 判決文の所在と内容

2015年12月16日 最高裁判所大法廷判決 (平成25年(オ)第1079号 損害賠償請求事件) <http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85547>

「主文」はつぎのとおり：

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

このあとに「理由」(長い!)がつづく。内容は、上告理由、「本件規定の憲法適合性について」「本件立法不作為の国家賠償法上の違法性の有無について」「結論」「補足意見」(3人)。

最後に裁判官全員の署名がある。

- 判決文の構造
- 「上告」とは?
- 日本の違憲立法審査制度

本件に関する予備知識は 第2項資料 参照

1.2 第1審, 第2審について

- 岡山地方裁判所 2012年10月16日 (請求棄却)
- 広島高等裁判所岡山支部 2013年4月26日 (控訴棄却)

2 夫婦関係

2.1 法律婚 (婚姻) vs. 事実婚 (内縁)

事実婚 (de facto marriage) についての規定は民法中にはない。明治期以降の家族法に関する学説 (内縁準婚論) と判例によって確立してきたものである。事実婚 (内縁) の場合は、子供の嫡出推定の規定がなく、共同親権を行使できず、相続権もない。しかしそれ以外のことについては、法律婚 (婚姻) と同等の権利が認められている。

婚姻届出制度の普及に時間がかかったため、明治～昭和初期までは、婚姻届を出さない夫婦が多かった。これに対して、現在では、届出をしない夫婦は非常にすくない。正確な統計はないが、1999年の「第1回全国家族調査」(日本家族社会学会, 2000, pp. 59, 125)によると、夫婦の「姓」が別であるケースは0.5%程度である。

2.2 「婚姻」の手続き

「婚姻届」を出せばよい。

- 本人の意思に反した届出は無効 → 不受理申立制度
- 詐欺・脅迫による届出は取消可能
- 「夫婦同氏」とは? → 戸籍事務

従来は、女性は16歳、男性は18歳から婚姻可能であった(20歳までは親の同意が必要)。成年年齢の18歳への引き下げとそれに伴う法改正により、男女とも18歳にならなければ婚姻できず、親の同意は不要になった(2018年6月13日成立、2022年4月1日施行)。

2.3 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 婚姻費用分担、生活保持義務
- 対外的な連帯責任、権利の代理行使
- 子供の嫡出推定と共同親権
- 相続権

結婚とは、簡単な手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

2.4 夫婦財産制度

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法755-759条)を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめてすくない
夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法762条にしたがう(法定財産制)。

特有財産: 夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産

共有財産: 夫婦のどちらに帰属するかがあきらかでない財産

とはいえ、婚姻費用負担義務、生活保持義務のもとでは、「特有財産」があっても自由に処分できるわけではない。

3 親子関係

3.1 実子／養子

前回資料参照

3.2 実親子関係

- 嫡出推定制度 → 前回資料参照

それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate)が必要

- 正式には父が「認知届」を出さなければならないが、父母が婚姻している場合には、簡略な方法がいくつか用意されている
- 子供(または代理人)は認知の訴えを起こすことができる(民法787条)
- 子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起こすことができる(民法786条)

父母が婚姻している場合を「嫡出子」、そうでない場合を「非嫡出子」とよぶ。かつては戸籍上(および住民基本台帳)の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていたり、親が死亡した場合の子供の相続割合が非嫡出子の場合に嫡出子の半分になっているなど、法律上の格差があったが、現在はそうした規定は廃止されている。

3.3 養親子関係

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。特別養子縁組と区別して、「普通養子」と呼ばれることがある。

養子縁組は、「離縁」によって解消できる。離縁の手続きは、離婚とほぼ同様で、本人たちが合意して「離縁届」を出せばよい。

特別養子縁組: 実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度(民法817条の2-11: 1987年新設)。

- 6歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- 従前の父母の同意が必要(虐待が行われている場合などを除く)
- 養親は25歳以上で有配偶でなければならない
- 家庭裁判所の審判によって成立する
- 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する
- 原則として離縁できない

いずれの場合も、夫婦で養子縁組をした場合、養子は「嫡出子」としての扱いになる

3.4 親の権利と義務

「親権」(custody)……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利(民法818条)。

- 居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権(民法820-824条)

- 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- 父母が婚姻していれば、共同で親権をおこなう
- 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。

- 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある（親権者の方が優先）→ 生活保持義務
- 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

親は未成熟の子に対して「生活保持の義務」を負う。このため、親権のない子供に対しても養育費を負担する義務がある。

「懲戒権」の廃止を含む民法改正案が現在国会で審議中である。

4 離婚制度

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、裁判所に訴訟を起す場合の3種類がある。ただし、訴訟を起すには、その前に調停をおこなわなければならない（「調停前置主義」）。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である（厚生労働省「人口動態統計」2007年による）。

未成年の子がいる場合、夫婦のどちらが親権を持つかも離婚手続きのなかで決める（民法766条）。財産分与などの経済的な給付（離婚給付）は、離婚時に決めても、離婚成立後に決めてもよい。

4.1 協議離婚

「離婚届」を役所に提出すればよい。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。未成年の子については、夫婦どちらが親権を持つか決め、離婚届に書く必要がある。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなっておくことができる。

4.2 調停と審判

夫婦の一方（または双方）は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名（男女）が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを決める。夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

夫婦が合意しない場合でも、「審判」で離婚を命じることができる（家事審判法24条）。当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる（審判は無効になる：家事審判法25条）。

4.3 裁判離婚

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起することができる。夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる（民法770条）。

- (1) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (2) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (3) 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- (4) 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- (5) その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

4.4 離婚原因

裁判による離婚が可能な理由は、上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。

裁判所は、夫婦関係の破綻について責任のある側(有責配偶者)からの離婚請求を認めない立場をながらくとってきた(1952年2月19日最高裁判所判決:夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース)。

これに対して、有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce)と呼ぶ。1987年9月2日の最高裁判所判決(36年間別居し、未成熟子がいないケース)では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

4.5 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条,771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養/補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけでよいとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、ブランド、職業資格、稼得能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰籍料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

4.6 親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供に対する生活保持の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

4.7 内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

5 相続 (inheritance) 制度

5.1 遺言

遺言によって財産の行き先を決めることができる (遺贈)。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければ無効 (民法 960 条) なので、注意。遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人 (次項参照) は、財産全体の 1/3～1/2 を自分 (たち) が相続する「遺留分」として請求できる。

5.2 法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- 配偶者と子供の間で 1/2 ずつ
- または配偶者 2/3 : 親 1/3
- または配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる (代襲相続)。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、異母／異父の兄弟姉妹の相続分は、父母両方を共通とする者の半分 (民法 900 条)。なお、非嫡出子の相続分は嫡出子の半分という規定があったが、これは出生に基づく差別であって憲法 14 条違反だという判決があり、2013 年の法改正で廃止された。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算されることがある。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に (または遺言によって) うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

6 宿題

「政府統計の総合窓口」(e-Stat) のデータベース機能を使い、2020 年国勢調査「人口等基本集計」表 2-1-1 <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003445133>> から、2020 年の全国の男性・女性それぞれの人口を 1 歳刻みで求めるにはどうしたらよいか。操作方法を説明せよ。(結果データの提出は不要)

水曜正午までに Google Classroom に提出。

文献

日本家族社会学会 (2000) 『家族についての全国調査 (NFR98) No. 1』日本家族社会学会全国家族調査研究会。

法務省 (2018) 「民法の一部を改正する法律 (成年年齢関係) について」 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html>

第5講 人口統計と人口現象

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 人口学と人口統計

1 「政府統計の総合窓口」(e-Stat) の使用

1.1 e-Stat について

日本の政府統計情報を一括して提供するサービス。2008年開始。現在では、多くの政府統計がこの e-Stat サービスで利用できる。

ただし、データは必ずしも使いやすくない。データの作成は各省庁にまかされているので、形式がまちまちである。おなじ統計なのに年次によって形式がちがうこともある。また、調査についての説明や注意事項がほとんどないので、それらについては、担当している省庁のサイトや調査報告書をみる必要がある。

1.2 ふたつのデータ形式

e-Stat が提供する統計データはおおきく2種類に分かれる：

ファイル: Excelなどのファイルをダウンロードできる

データベース: 画面上で情報の組み合わせを指定して表やグラフを表示させたり、CSVなどの形式でファイルを作成してダウンロードできる。結果を自動的に取得するためのインターフェース(API)も提供されている場合がある

将来的には後者の形式に統一されていく方向であるが、現在は両者が混在している。両方が提供されている統計もあるし、片方だけの統計もある。

いずれの形式も、各省庁が作成してきた報告書に掲載する表の内容を基にしてできていることが多い。報告書を見て、どのような表が並んでいるかを理解しておくといよい。

1.3 データベースの使いかた

- e-Stat トップページ <https://www.e-stat.go.jp> から、調査名などで検索する
- データ(表)を選ぶ
- 「表示項目選択」で、表示させる項目を選択する
- 「レイアウト設定」で、表の形式を調整する
- 意図通りの表が表示できたら、「ダウンロード」でファイルを作成する(CSVまたはExcel形式)

2 「国勢調査」について

日本国内に居住する全員について、人数と各種属性、世帯の状況などを調べる調査。1910年にはじめておこなわれた。それ以降、基本的に5年に1度おこなわれている。この調査が、日本の人口を数える基本的な資料になっている。<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/> 参照。

3 人口学とは

「人口」(population): ある属性(たとえば居住地・年齢・性別など)に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography)だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies)と区別することがある。

- 人口静態……ある一時点における人口の状態
- 人口動態……ある一定期間における人口変動要因(出生・死亡・移動など)

4 人口ピラミッド (population pyramid)

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高年齢になるようにして、グラフにあらわしたものの。年齢構造の特徴をひと目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか? それはどのように変化してきたか?

- 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上) → 年少人口係数、老年人口係数(高齢化率)、従属人口指数など

5 人口動態 (population dynamics)

5.1 人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減はそれほど大きくない。日本全体の人口の変動は、大部分は自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

5.2 コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort)……おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

- コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。
- 期間 (period) 観察 …… 一時点(あるいは一定期間)における状態を観察すること。

6 人口転換 (demographic transition)

近代化にともなって、死亡率が低下し、出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。この変動のことを「人口転換」と呼ぶ。

- 出生力と人口置換水準との関係の歴史的变化
- 人口転換の「第1」「第2」の局面

7 課題

総務省統計局ウェブサイト「統計ダッシュボード」掲載の「人口ピラミッド」<<https://dashboard.e-stat.go.jp/pyramidGraph?screenCode=00570®ionCode=00000&pyramidAreaType=2>> から、1920年、1970年、2020年のグラフを見て、各年の特徴を説明せよ。全体的な形状のほか、こまかい部分の特徴についても観察すること。

文献

国立社会保障・人口問題研究所 (n.d.) 「人口ピラミッドデータ」 <<http://www.ipss.go.jp/site-ad/TopPageData/PopPyramid2017-J.html>>.

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』 中央法規出版.

河野稠果 (2007) 『人口学への招待: 少子・高齢化はどこまで解明されたか』 (中公新書) 中央公論新社.

2.4 出生力が置換水準を下回った (below-replacement-level) 社会

第1世代：出生時 = 女 100 万 + 男 100 万
出産可能年齢 = 96 万 + 96 万
↓ CFR = 1.5
第2世代：出生時 = 万 + 万
出産可能年齢 = 万 + 万
↓ CFR = 1.5
第3世代：出生時 = 万 + 万
.....

2.5 課題1

上記の4つの例について、空欄になっている数値を記入せよ。

3 期間 (period) 観察による指標

人口の変化をコーホートを追跡して観察するのは、長期間を要し、むずかしい。実際には、1年間の死亡・出生などのデータを利用して、そこから年齢構造の影響を除いたものを計算し、それを人口動態を表す指標として代用している。

- 平均寿命 (life expectancy at birth) …… 出生から死亡までの期間の長さの平均を求める
- 合計 (特殊) 出生率 (total fertility rate) …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を求める

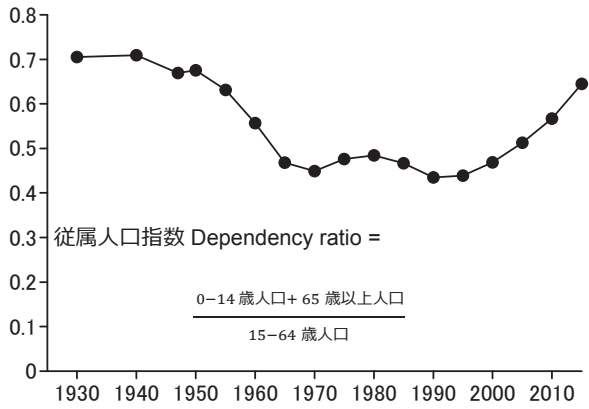
課題2: これらは、年齢別出生数や「生存数曲線」のグラフにおいてどのように表現できるか?

4 人口転換のタイミングとスピード

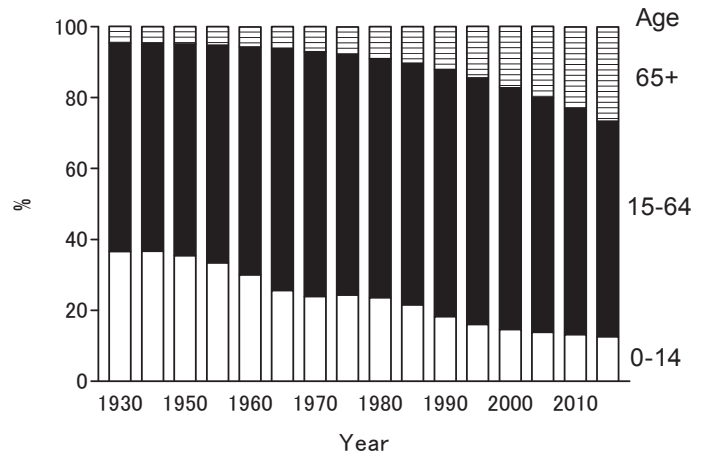
- 日本ではっきりと出生力が低下し始めるのは1920年以降 (それ以前がどうだったかは諸説ある)。
- 1956年に合計出生率が置換水準と同レベルになり、それ以降1970年代前半までは横ばい。
- 1974年以降、合計出生率が置換水準を上回ったことはない。

他の社会との比較:

- 西ヨーロッパ (特にイギリスとフランス) ではもっと早く始まり、進行が遅い
- アジアの多くの国ではもっと遅く始まり、進行が速い

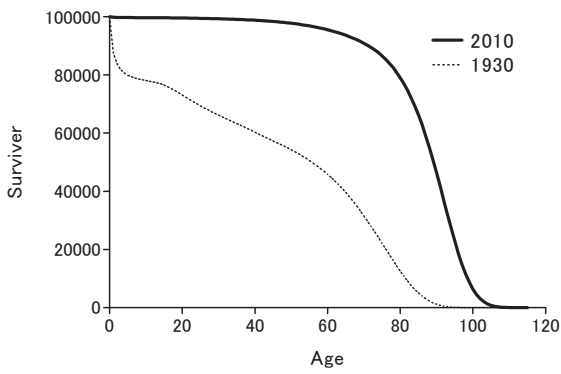


1



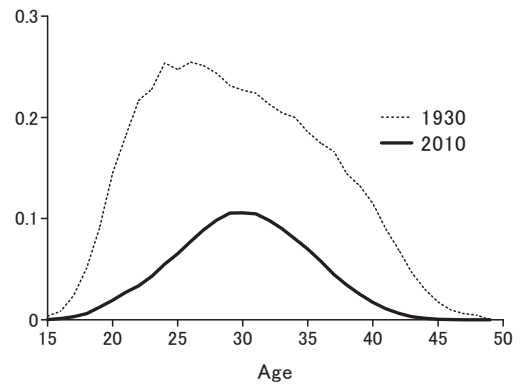
2

Life table (生命表) for women



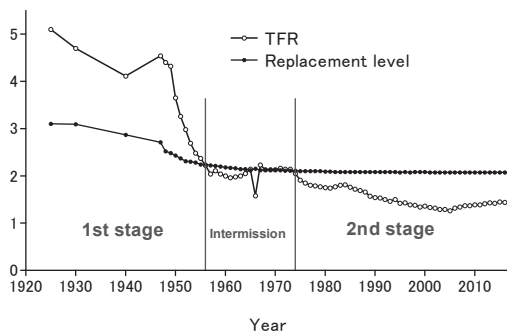
3

Age-specific fertility rate (年齢別出生率)



4

Total fertility rate (合計出生率) and the replacement level (人口置換水準)



5

第6講 人口統計の調べかた

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 日本の人口統計データの探しかた

1 前回課題について

- 人口ピラミッドの全体的な形状とその背後にある社会状況 (ピラミッド型 → 釣鐘型 → 壺型)
- ベビーブーム (第1次、第2次) → 「団塊の世代」「団塊ジュニア」
- 男女差
- 人口転換の背後にある技術と慣習の変化

2 人口統計

2.1 「人口動態調査」(または「人口動態統計」)について

政府に提出される各種の届出 (出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……) にもとづいて集計・公表される。官庁の日常的な業務のなかで出てくるデータを集計したものなので、「業務統計」と呼ばれ、統計のために調査をおこなう「調査統計」と区別される。

2.2 国籍のあつかい

「国勢調査」は、国籍にかかわらず「日本に常住する者」全員を対象とした調査であり、基本的には全員分の人口データが集計されている。特に必要がある場合には、「外国人」と「日本人」を別に集計した表もある。

これに対して、「人口動態統計」で計算されている各種の人口指標は、基本的に「日本に居住する日本人」についてのものである。「政府統計の総合窓口」(e-Stat) では、外国人のデータ「別表」の「日本における外国人」にまとめられている。

3 出生力の統計

3.1 年齢別 (特殊) 出生率とその合計

(女性) 年齢別出生率: x 歳の母親からの出生数 / 10月1日の x 歳女性人口

完結出生力 (CFR): 特定の出生コーホートについての、各年齢時の年齢別出生率の合計

合計 (特殊) 出生率 (TFR): 特定の1年間についての、年齢別出生率の合計

長期間にわたって出生行動が安定的であれば、CFR (complete fertility rate) と TFR (total fertility rate) は一致する。

3.2 e-Stat の人口統計情報

- 人口動態調査 出生 表7「出生数，嫡出子－嫡出でない子・性・出生順位・母の年齢（各歳）別」<<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411633>>
- 2019年10月1日現在人口推計 表1「年齢（各歳），男女別人口及び人口性比－総人口，日本人人口」<<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003459018>>

文献

別府 志海 (2020) 「全国人口の再生産に関する主要指標：2019年」『人口問題研究』76(4): 557-572. <<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/20760408.pdf>>

2 日本社会における人口転換とその時代

12/1 提示資料 参照

- (1) 1950年くらいまで：置換水準と合計出生率 (TFR) の低下 (第1の人口転換)
- (2) 1950年代後半から1970年代前半：置換水準 = TFR
- (3) 1970年後半以降：置換水準 > TFR (第2の人口転換)

それぞれの段階において、日本社会はどのような状況だったか？
たとえばつぎのような事項をあてはめてみよう。

- (1) 第1次世界大戦
- (2) 第2次世界大戦
- (3) 満州事変
- (4) 高度経済成長
- (5) 介護保険法
- (6) 国民皆保険
- (7) 日本型福祉社会論
- (8) バブル景気
- (9) 東京オリンピック
- (10) 大阪万国博覧会
- (11) 関東大震災
- (12) 石油ショック
- (13) 日本国有鉄道、日本電信電話公社の分割民営化
- (14) 「少子化」問題

3 宿題

日本社会においては、明治以前とそれ以降でどのような変化があったか。特に、家族に関連する変化に重点を置いて説明せよ。

第8講 近代化にともなう社会変動

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 「近代」社会の性質と、そのなかでの家族の変動

1 前回の課題について

課題: 日本社会においては、明治以前とそれ以降でどのような変化があったか。特に、家族に関連する変化に重点を置いて説明せよ。

出題の意図としては、受講者の予備知識や関心の所在を探ることが目的なので、文献を探して根拠をもって論述することを求めているわけではない。だから、自分の記憶や思い付きで書いてよい。

もちろん、文献を探して書いてもよいのだが、その場合は、**出典をきちんと書くこと**。

2 家族の形態と前近代の社会制度

「親族」(= 夫婦関係と親子関係による人的ネットワーク) を基礎とした社会制度は、人類社会に普遍的にみられる。しかし、その具体的なありようには大きなヴァリエーションがある。(親族関係を記述する用語については第2講資料を参照。)

親族のうち、どの範囲をひとつの集団とみなすかについてのルールは、おおまかに3種類に分けられる:

夫婦家族制 (conjugal family system): 夫婦と未婚の子がセット → 結婚すると独立する

直系家族制 (stem family system): 各世代に一組の夫婦のみ → 跡継ぎ以外は、結婚すると独立する

複合家族制 (joint family system): 各世代に複数の夫婦が共存する → 傍系の親族を多数ふくむ大規模な集団

直系家族制と複合家族制をあわせて「**拡大家族制**」(extended family system) と呼ぶことがある。また、どの制度のもとでも、夫婦と未婚の子供はかならずひとつの集団に包含される。このため、夫婦と未婚の子供をまとめて「**核家族**」(nuclear family) と呼び、親族の基本的単位とみなすことが多い。

- 日本の伝統的な家族制度は、上記のどれにあたるか
- それは、日常的にはどのようなことばで呼ばれるか
- この集団は、当時の主流の産業や地域での生活とどのようにかかわっていたか
- 親族関係にある集団同士の関係はどのようなものか

3 前近代の日本では？

「イエ」(家)を単位とする自治

- 総理大臣 →
- 宮城県知事 →
- 警察 →
- 総合商社 →
- 衣料品メーカー →

イエ制度とは：

- 直系・世襲制の家業
- イエの永続・繁栄が目標
- あとつぎ(1人)と労働力の確保が重要
- 拡大できれば → 分家をつくって同族集団を拡大

地域・階層によって大きなバリエーションがあり、成立時期もさまざまである(成立していなかったところもある)ので注意(平井 2008)。

明治民法の「家」制度では「家督」を直系・世襲制で継いでいくようになっているが、家が家業を直接経営したり、同族集団をつくれるようにはなっていなかった(「分家」の制度はある)。

※ おなじ血統に属する人々(=氏族)、という意味でも「家」ということばを使う場合がある(川島 1955 → 2000)。この意味での「家」は生活の実態を持たず、しばしば観念としてしか存在しないものであるが、人々の帰属意識に強力な影響をあたえることがある。

4 前近代から近代へ

近代化(modernization)

- 政治面の変化: 国民国家; 民主化; 福祉国家
- 経済面の変化: 分業と市場経済の発達; 産業化; 雇用労働者化
- 生活様式の変化: 合理化; 都市化; 学校教育; 家族の機能縮小

近代化する社会における前近代的セクターと近代的セクターの併存(二重システム = dual system)

- 都市 vs. 村落
- 雇用者 vs. 家族経営的自営業

近代化が進展する途上を「前期近代」、社会のほぼ全体が近代化してしまったあとを「後期近代」と呼んで区別することができる。

5 「近代家族」とは

5.1 家族の機能縮小

近代以前の社会において家族が果たしてきた主要な社会的機能 (social function) としてはつぎのようなものがある。

- 家業の経営 ▼
- 扶養と safety net ▼
- 生活の協同 (居住・家計・家事)
- 生殖 (reproduction)
- 子供の教育▼ と社会化 (socialization)
- 親密な人間関係

近代化とともに、家族の機能は少なくなってきた (▼印のものが縮小)。この機能縮小の過程は、日本社会では、20世紀はじめごろから、都市部のサラリーマン層で進展した。日本社会全体にひろまるのは高度経済成長期 (1970年代ごろまでにほぼいきわたる)。

5.2 近代家族と家族問題

近代家族は、近代化に適応してできた家族制度である (山田 1994)。

- 産業化した社会のなかで労働力の再生産 (reproduction) を担う集団
- 初期段階の子供の社会化
- 家族を単位とした生活保障システム

他方、この制度にはさまざまな問題もある。「家族問題」とされる現象のほとんどは、近代家族の特徴に関係している

- 市民社会の原理 (自由と平等) との齟齬: 特に性別役割分業と男女平等の関係 → 女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法
- 情緒的親密さと暴力のコントロール: ドメスティック・バイオレンスと虐待の問題
- 人口の再生産: 未婚化と少子化

6 宿題

「福祉国家」 (welfare state) とはどのようなものか。また、福祉国家ではない国家としてはどのような例が考えられるか。(Google Classroom に1月4日正午までに提出。)

文献

川島 武宜 (1955 → 2000) 「イデオロギーとしての家族制度」『日本社会の家族的構成』(岩波現代文庫) 岩波書店.

田中 重人 (2022) 「家族の変化と生活保障システム」伴野文亮, 茂木謙之介 (編)『日本学の教科書』文学通信.

平井晶子 (2008)『日本の家族とライフコース: 「家」生成の歴史社会学』ミネルヴァ書房.

山田 昌弘 (1994)『近代家族のゆくえ』新曜社.

第9講 生活保障システムと家族

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 生活保障と家族との関係を、日本社会の変動の中に位置づけて理解する

1 福祉国家 (welfare state) の形成

ひとりで生きていけない人の生活を誰が保障するかという問題。旧来の共同体 (家族や地域) か、政府か、市場か?

1.1 20世紀の世界における重要な変化

- 第1次世界大戦 (1914–1918) とロシア革命 (1917)
- 世界大恐慌 (1929) とアメリカのニューディール政策 (1933–1939)
- ファシズムと第2次世界大戦 (1939–1945)

歴史的経験を通じて経済における国家の役割が増大し、「混合経済」と呼ばれる経済体制が確立する (Samuelson, 1974)。

20世紀後半には多くの国で医療保険・年金制度が整備される → 基本的人権としての「社会権」と、国家の責任としての「福祉」

「福祉国家」 (welfare state): 市民の幸福な状態すなわち「福祉」 (welfare) の実現に一定の責任を負う国家。「一定の責任」の範囲として、平均的な市民が生活困難に陥ることを防ぐ「防貧」と、生活が困難な人を援助する「救貧」が想定される (武川 2017)。

「社会保障」 (social security): 社会保険と公的扶助 (後述) によって防貧と救貧を実現する仕組み

実際には、社会保険と公的扶助だけでは用が足りないので、ほかのさまざまな制度を総合して、全体として生活困難に対応する仕組みが成り立っている。そのような諸制度をふくめ、ある社会において救貧・防貧の機能を果たす仕組みの全体を、「生活保障システム」と呼ぶ (大沢 2007)。

福祉国家は、しばしば「修正資本主義」と呼ばれる国家体制の一種である。

- 対：自由放任型資本主義
- 対：社会主義
- 対：「戦争国家」 (warfare state)

1.2 日本の場合

- 生存権 (憲法 25 条) の確立、生活保護制度 (1940 年代)
- 社会保険制度の確立 (1960 年代)
- 「高齢化」の社会問題化
- 「福祉元年」: 1973 年
- 福祉国家論の衰退: 1980 年代「日本型福祉社会」論 → 家族による扶養の強調
- 「少子化」の社会問題化 (1992 年以降)
- 介護保険制度 (2000 年)

2 生活保障の方法とその担い手

2.1 給付金か現物給付か

お金で買えるものであれば、必要とする人に必要なだけのお金 (給付金) を渡せばよい。この場合、そのお金をどう使うかは、給付された人次第であり、普通に市場で供給されるものを、必要に応じて買うことになる。

一方で、お金を渡すだけではうまくいかない性質の事柄もある。たとえば病気になったときにどんな治療が適切かを判断するには、医学の専門知識が必要になる。そこで、医師や看護師などの免許を政府が管理し、病院や薬局なども一定の基準を満たさなければ経営できないような法律をつくって医療を供給する仕組みがつくられてきた。

健康保険はこの医療制度の重要な一部である。健康保険であつかえる検査・薬・手術などは政府が決めており、病院などでは、通常、その範囲内で診療活動をおこなう。健康保険に加入している人が、保険で指定されている範囲内での医学的な検査や治療を受けた場合、その費用が保険から支払われる (ただしこの額は 100%ではなく、一部は本人が負担)。

このような制度では、給付されるのは、薬の投与や手術の実施など、実際の医療行為であって、給付金が本人に払われるわけではない。こういう社会保障のやりかたを指して「現物給付」という。

2.2 費用の負担

給付金にせよ、現物給付にせよ、誰かが費用を負担する必要がある。可能性があるのはつぎの 6 つ。

- 本人 (保険金)
- 本人の家族
- 本人や家族を雇用する企業
- その他の親族
- 政府
- その他の団体 (NPO など)

財産や所得があるうちに保険料を払っておいてもらい、それを蓄えておいて、必要になったときにそこから給付を受けるというのが「社会保険」の仕組みである。上記の健康保険は、社会保険の一種である (ただし実際には本人からの保険料だけで運営されているわけではなく、企業や政府も費用を負担している)。

つぎに家族。前近代の社会では、親族組織 (日本の場合、イエ) が生活保障の主体であった。現在の日本でも、親族による私的扶養は生活保障の重要部分を占めている。特に、夫婦同士と、親が未成年の子を扶養する義務は、特別に強い「生活保持の義務」とであるとされている (第 4 講資料)。

企業による雇用も、生活保障システムの一部である。企業は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。仕事上の事故などによるケガや病気（労働災害）については、その治療期間中は、解雇することができない。それ以外の場合でも、企業が労働者を解雇することができるのは、客観的に合理的な理由があって、解雇が社会通念上相当と認められる場合に限られる。このような法律上の規制に加えて、労働者は組合をつくって企業と交渉し、その環境を改善していく権利がある。

近代化の進んだ社会では、ほとんどの人は労働者として企業に雇われて働くことになるので、そこで安定した雇用と賃金が保障されていることの意味は大きい。また、企業は社会保険の仕組みのなかにも組み込まれており、労働者が加入する健康保険や年金保険の保険料の一部を（賃金とは別に）支払う。

親族のうち、「直系血族及び兄弟姉妹」（民法 877 条）の範囲では、「生活扶助の義務」がある。配偶者間と親→未成熟子の「生活保持義務」（前述）とあわせて、これらの「私的扶養」が、政府による公的扶助よりも優先する原則になっている。

政府は、社会保障の費用の大きな部分を負担する。公的扶助と社会保険がその 2 本柱である。

- 「公的扶助」（たとえば生活保護）では、何らかの理由があって自力では生活できず、また親族による私的扶助も得られないか不十分であるような場合に、給付金が受けられる。
- 「社会保険」は、これまで見てきたように、本人や企業の負担する保険料に加えて、政府による管理のもとで運営されている。古くは国民健康保険法（1938）、厚生年金保険法（1944）などで始まり、1960 年代に国民全員を強制的に何らかの社会保険に加入させる「国民皆保険」が実現。

これら以外に、困窮した人を助ける民間の団体（NPO など）がある。生活に困る理由や環境はさまざまなので、一律の制度をつくってもそこからこぼれ落ちるケースが出る。また、申請の手続きが面倒とか、制度自体が分からなくて利用できないということもよくあるので、そういうこともふくめ、現状をよく理解した人による地道な支援活動が必要になる。

2.3 実際のケアの負担

生活保障システムを実際に機能させるためには、金銭的な費用のほかに、つぎのような問題がある

- 実際に誰がケアの作業をおこなうか
- いろいろな意思決定を誰がおこなうか

日本の仕組みは、これらの点に関して、家族への依存が高い。介護保険制度（2000 年～）は、ある程度、このような具体的なケア労働や意思決定を専門家に任せる仕組みを組み込んでいる。

文献

Esping-Andersen, G. (2001) 『福祉資本主義の三つの世界』（岡沢憲芙・宮本太郎訳）ミネルヴァ書房。

Samuelson, P. A. (1974) 『経済学』（都留重人訳；原書第 9 版）岩波書店。

大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム：座標とゆくえ』岩波書店。

武川正吾 (2017) 「福祉国家」日本社会学会『社会学理論応用事典』丸善。

田中重人 (2022) 「家族の変化と生活保障システム」伴野文亮・茂木謙之介（編）『日本学の教科書』文学通信（pp. 177–198）。

富永健一 (2001) 『社会変動の中の福祉国家：家族の失敗と国家の新しい機能』（中公新書）中央公論新社。

第9講 生活保障システムと家族 (つづき)

田中重人 (東北大学文学部教授)

1 日本の生活保障システムの確立

日本では、1960年代までに社会保障の仕組みがひとつおりに成立し、「福祉国家」としての体裁が整った。
当時の社会的条件：

- 核家族内の「生活保持の義務」
- 皆婚: 9割以上的人是結婚する (これが低下するのは1980年代以降)
- 離婚の少なさ: この時期だけ離婚率が低い
- 死別の多さ: 戦争による死者が多かったことに加え、死亡率が現在よりも全体的に高い (男性のほうが死亡率が高いため、妻が残されることが多い)
- 日本的経営の確立期 (終身雇用・年功序列・企業別労働組合)

2 生活保持義務と1947年民法改正

明治時代 (1898年) に成立した民法は、親族のうち、父母・祖父母が最優先で扶養を受ける権利を持つと規定。
この規定を批判する法改正運動が1910年代ごろから始まる。

婚姻法上所謂扶養の義務は……実に婚姻関係の核心的事実とも云ふべきものである。……若し之が履行されなかったら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るときへ言っても宜いのである

……

親がその未成熟の子を養育する義務も、是れまた、単なる扶養ではない。……子を養育せざる親と云ふことは抑々概念自体の矛盾である。

……

斯くして吾人は、民法に所謂「扶養の義務」のうち、婚姻法上の扶養義務と親子法上の扶養義務とは、その基本的身分関係の必然的絶対的要素たるものであり、之に比べれば、親族法上及び家族法上の扶養義務は、之を欠く親族関係若しくは家族関係なるものも考へ得らるべき謂はば偶然的相対的なることを知った

……

仮に私は、前者を「生活保持の義務」と総称し後二者を併はせて「生活扶助の義務」と呼びたい。……「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。

——中川 (1928 → 1976)

この運動は結実しなかったが、戦後の民法全面改正 (1947年法律222号) ではこの主張に基本的に沿った扶養義務規定を採用した。民法中に「生活保持」などのことばが出てくるわけではないのだが、実質的に中川の「生活保持の義務」論を採用したものとする解釈が標準的。

→ 夫婦とその間にできた未成熟子からなる「核家族」(nuclear family) を、強力な生活保障機能を持つ社会的装置として利用する法的前提

3 1960年代の家族の特徴

大部分の人は結婚し、そのまま離婚しないで過ごすため、核家族による生活保持の恩恵を期待できるが、それには夫婦のすくなくとも片方に経済力が必要である。一方で、死別は多いから、配偶者に先立たれたために貧困に陥ることを防ぐ仕組みが必要 (特に女性に対して)。長生きした場合も、高齢になって定年退職すると、それ以降は収入の保障がない。

このため、当時まず要求されたのは、夫婦の片方に経済力を保障すること

- 男性稼ぎ主モデル (大沢 2007): 若年・中年層の男性が安定的な職に就いて定年まで働けるようにする

定年以降の高齢者と、稼ぎ主を亡くした配偶者はどうするか

- 老齢年金、遺族年金

これとは別に、病気や事故に対する備えも必要

- 健康保険、障害年金

4 それ以降の変化

財政状況の変化と社会保障政策の転換 (1970年代以降)

- 高度経済成長の終焉と低成長
- 「日本型福祉社会」論
- 「小さい政府」志向

家族の変化 (1980年代以降)

- 未婚化 (結婚して夫婦で生活を維持するという手段がとれない人が増加)
- 離婚の増加 (離婚後の生活困難)
- 死別の減少 (ただし高齢層では一気に増える)
- 子供の減少

その他

- 雇用の不安定化

1960年代の仕組みではカバーできないタイプの生活困難が増加しているが、それに対応する変化は緩慢である (富永 2001; 田中 2022)。

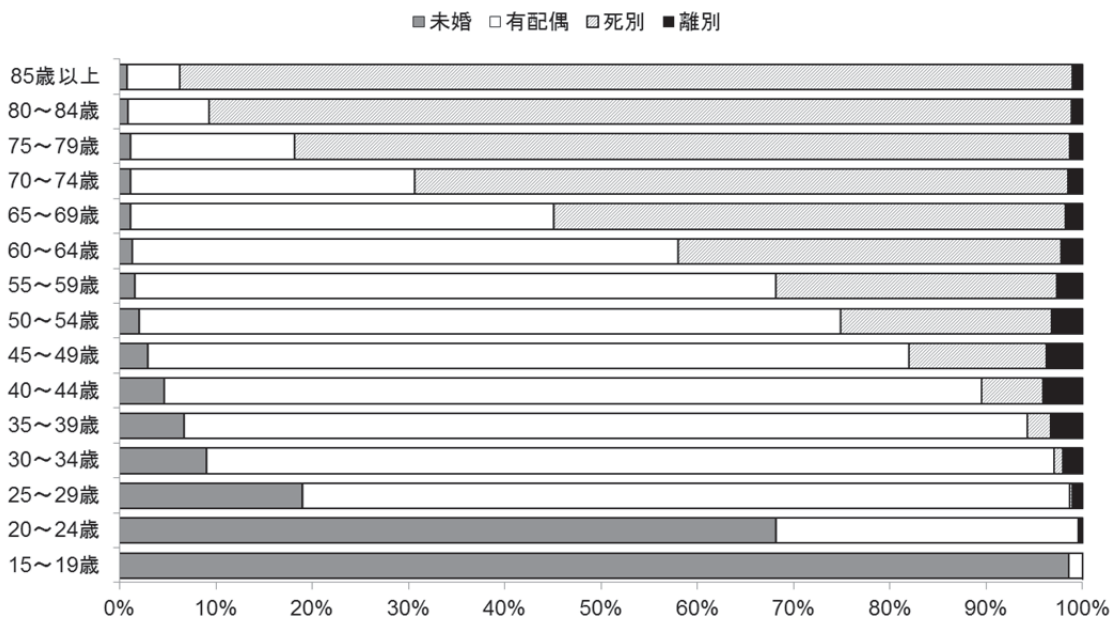
文献

大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム: 座標とゆくえ』 岩波書店。

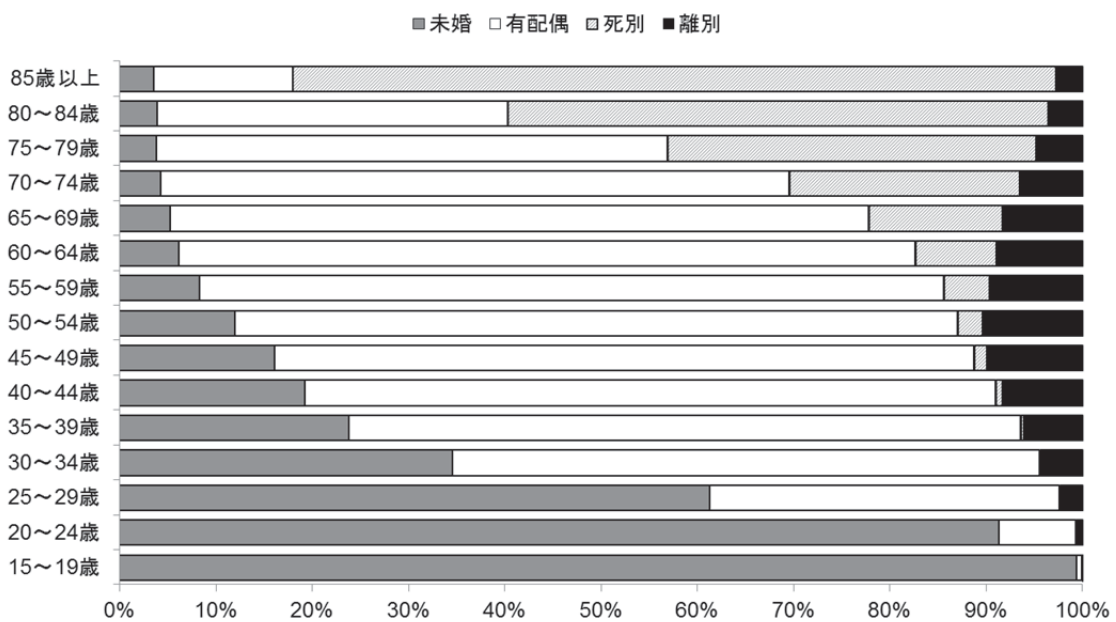
田中重人 (2022) 「家族の変化と生活保障システム」 伴野文亮・茂木謙之介 (編) 『日本学の教科書』 文学通信 (pp. 177-198)。

中川善之助 (1928 → 1976) 「親族的扶養義務の本質」 『法学セミナー』 253: 190-207。

富永健一 (2001) 『社会変動の中の福祉国家: 家族の失敗と国家の新しい機能』 (中公新書) 中央公論新社。



(a) 1965年



(b) 2015年

データ：総務省統計局「国勢調査」。

「政府統計の総合窓口」(e-Stat) より国勢調査時系列データ (男女, 年齢, 配偶関係) 表4「配偶関係 (4区分), 年齢 (5歳階級), 男女別 15歳以上人口ー全国 (大正9年～平成27年)」

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410382>

図1. 年齢階級別配偶状況 (女性)

講義全体のまとめ

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 授業全体について復習とまとめ

1 この授業で取り上げたこと

日本の「家族」に関する多面的な理解

- 法制度
- 人口
- 歴史
- 生活保障

情報の調べかた

- 法律
- 統計

私たちが「なんとなく知っている」事柄について

- 知識の裏付けをとる
- 体系的・理論的に理解する

2 若干の補足

第2講 に関して

- 「民法等の一部を改正する法律」2022年12月10日成立 (法律102号)、12月16日公布
- 法務省 (2023-01-13) 「民法等の一部を改正する法律について」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html>

第8講 に関して

- **現代の** 日本の家族制度は、夫婦家族制か? 直系家族制か?
- 家族の機能が縮小してしまえば、大した問題ではない? (個人が選択できる問題?)
- 長期的にみて、世界の家族制度は収斂していくのか? (核家族化命題)

第9講 に関して

- 生活保障システムは家族制度から独立できるか?

- 家族制度と不平等問題
- 国民国家のメンバーシップ問題
- 福祉国家内部の格差と地域存続問題